

専決第 5 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する同意の専決について

令和 2 年第 4 回茨城県議会定例会に提出するため、上記条例案（別紙）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和 2 年11月18日付け人第661号で知事から意見を求められたが、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年11月25日専決をもって同意しましたから、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 2 年12月25日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

第 号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例 (昭和 27 年茨城県条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に，「100 分の 110」を「100 分の 105」に，「100 分の 70」を「100 分の 65」に改め，同条第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に，「100 分の 110」を「100 分の 105」に，「100 分の 70」を「100 分の 65」に，「100 分の 37.5」を「100 分の 32.5」に改める。

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に，「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に，「100 分の 65」を「100 分の 67.5」に改め，同条第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に，「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に，「100 分の 65」を「100 分の 67.5」に，「100 分の 32.5」を「100 分の 35」に改める。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和 27 年茨城県条例第 55 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に，「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 4 条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に，「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 5 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成 13 年茨城県条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に，「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 6 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に，「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 7 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 15 年茨城県条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に，「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第8条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第9条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年茨城県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中第23号を第24号とし、第9号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 獣医師手当

第10条第3項中「第29条第4項」を「次条第3項及び第29条第4項」に改める。

第12条を削り、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(獣医師手当)

第11条 獣医師手当は、給与条例に定める行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)のうち人事委員会規則で定めるものが、獣医療若しくは試験検査の業務に従事したとき又は公衆衛生、動物の愛護及び管理若しくは家畜衛生に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき次の表のとおりとする。

適用給料表	職務の級の区分	支給額 (単位 円)
行政職給料表	5級以上の職務にある者	5,000
	4級の職務にある者及び3級の職務にある者(主任の職にある者を除く。)	10,000
	3級の職務にある者(主任の職にある者に限る。)	20,000
	2級以下の職務にある者	30,000
研究職給料表	4級以上の職務にある者及び3級の職務にある者(人事委員会規則で定める職にある者に限る。)	5,000
	3級の職務にある者(人事委員会規則で定める職にある者を除く。)	10,000
	2級の職務にある者(主任の職にある者に限る。)	20,000
	2級の職務にある者(主任の職にある者を除く。)及び1級の職務にある者	30,000
医療職給料表(二)	7級の職務にある者及び6級の職務にある者(人事委員会規則で定める職にある者を除く。)	5,000
	6級の職務にある者(人事委員会規則で定める職にある者に限る。), 5級の職務にある者及び4級の職	10,000

	務にある者（主任の職にある者を除く。）	
	4 級の職務にある者（主任の職にある者に限る。）及び 3 級の職務にある者（主任の職にある者に限る。）	20,000
	3 級の職務にある者（主任の職にある者を除く。）及び 2 級以下の職務にある者	30,000

3 短時間勤務職員に対する第 1 項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる額に勤務割合を乗じて得た額とする。

付則第 13 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 11 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

参考

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

1 人事委員会勧告に基づく改定

(1) 期末・勤勉手当

人事委員会勧告どおり期末手当を引き下げ

期末・勤勉手当の年間支給月数 4.50月分 → 4.45月分（▲0.05月分）

ア 令和2年12月の期末手当の支給月数の改定（R2.12.1施行）

	改正前	改正後	
	6月/12月とも	6月	12月
一般職員	1.3	1.3	1.25
特定幹部職員	1.1	1.1	1.05

イ 令和3年6月以降の期末手当の支給月数の改定（R3.4.1施行）

	改正前		改正後
	6月	12月	6月/12月とも
一般職員	1.3	1.25	1.275
特定幹部職員	1.1	1.05	1.075

再任用職員については改定なし

(2) 特別職の職員の期末手当

年間支給月数の引き下げ 3.4月分 → 3.35月分（▲0.05月分）

ア 令和2年12月の支給月数の改定（R2.12.1施行）

	改正前	改正後
6月	1.7	1.7
12月	1.7	1.65

イ 令和3年6月以降の支給月数の改定（R3.4.1施行）

	改正前	改正後
6月	1.7	1.675
12月	1.65	1.675

(3) 特定任期付職員の期末手当

特別職と同様の引下げ 3.4月分 → 3.35月分（▲0.05月分）

2 その他の改定等

獣医師手当の新設（R3.4.1施行）

獣医師手当：獣医師が獣医療等の業務に従事した場合に、毎月一定額を支給

支給額：技師 30,000円/月

主任 20,000円/月

係長級 10,000円/月

補佐級 5,000円/月

教育庁において支給対象者はなし

3 施行期日

令和2年12月1日（一部令和3年4月1日）

茨城県指定有形文化財の指定の専決について

上記のことについては、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 11 日付けで下記のとおり専決しましたので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

令和 2 年 12 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

記

茨城県文化財保護条例（昭和 51 年茨城県条例第 50 号）第 4 条第 1 項の規定に基づいて、次の表に掲げる文化財を茨城県指定有形文化財に追加指定する。

茨城県指定有形文化財

記号番号	名 称	数量	所 在 地	所有者
歴第 9 号	いろかわ み なかかんけいしりょう 色川三中関係史料	22 点	土浦市中央一丁目 15 番 18 号 (土浦市立博物館)	土浦市

※ 「色川三中関係史料」（500 点）については、既に平成 28 年 1 月 21 日に茨城県指定文化財に指定されており、今回新たに 22 点を追加指定し、合計 522 点とする。

○ 資 料

有形文化財（歴史資料） 色川三中関係史料

色川三中（1801～55）は、土浦城下の商家に生まれ、薬種業や醤油醸造業を営むかたわら国学研究にいそしんだ。破産状態の家業を立て直した経験から文献考証や郷土研究を中心とする国学を志向し、商売と学問を両立させた特色ある地方文化人として、歴史的に高く評価されている。

平成28年1月21日、「色川三中関係史料」（内訳は、色川文庫444点、色川徳治家文書55点、色川三中肖像画1点。合計500点）が、三中個人の軌跡のみならず、城下町土浦の生活や民衆のあり様を知る上で貴重な史料であるとして、茨城県指定文化財に指定された。

今回の追加指定の対象は、「色川三中草稿」22点で、三中や弟美年^{みとし}のほか三中の友人の和歌を収録する和歌集、常総地域の故事や国学・国史・本草などに関する考証的・国学関係の草稿類及び黒船関係情報を記した草稿類が含まれている。

特筆すべきは、新発見の草稿類のみならず、これまで欠本となっていた「片葉雑記」^{かきはざつき}2点、「野中のしみず」^{のなか}1点及び「足柄日記」^{あしがらにつき}3点が含まれることである。

これら「色川三中草稿」は、当時の社会の変化や庶民の心情などを克明に伝える重要な歴史資料であることから、この度、「色川三中関係史料」に追加指定して郷土史の更なる解明に供するものとする。

